

東京入国管理局における被収容者死亡事件の再発防止を求める会長声明

2015（平成27年）1月22日
千葉県弁護士会 会長 蒲田孝代



1. 声明の趣旨

当会は、法務省入国管理局及び東京入国管理局（以下、「入国管理局」）に対し、2014年11月22日に東京入国管理局収容所（以下、「東京入管収容所」）において発生した被収容者の死亡事件に関して、①原因究明のため、入国者収容所等視察委員会を始めとする第三者機関による徹底した調査の実施と、②調査結果を踏まえた再発防止策の速やかな導入、③現時点で導入可能な方策の即時実施を求める。

2. 声明の理由

(1) 本件死亡事件発生までの度重なる死亡事件

本件死亡事件が発生するまでのわずか1年強の間に、以下の3件の被収容者死亡事件が発生している。

ア 2013年10月9日、東京入管収容所に収容されたビルマ国籍ロヒンギャ族の男性が倒れ、同月14日に死亡した。

イ 2014年3月28日、東日本入国管理センターに収容されていたイラン国籍の男性が食事を喉に詰まらせて意識不明となり、翌29日に死亡している。

ウ 同月30日には、東日本入国管理センターに収容されていたカメルーン国籍の男性が、意識不明の状態で見られ、病院に搬送され死亡している。

これらの死亡事件の際には、各弁護士会から声明が発せられた。当会においても、上記東日本入国管理センターでの連続した死亡事件発生を受け、2014年5月12日に、速やかな調査及び再発防止策を導入することを強く求めていたところである。こうした経緯の中で、本件死亡事件も発生した。

(2) 本件死亡事件の概要

報道によると、男性（57歳、スリランカ国籍）は、2014年11月12日に観光目的で来日したものの、所持金が少ない等の理由で入国許可が下りず、東京入管収容所に収容されていた。男性は、同月22日の朝から激しい胸の痛みを訴えたにもかかわらず、東京入管収容所職員は重篤な状態ではないと判断し、医師の診察や救急搬送等を実施しなかった。その後、男性は一般室から単独室に移され、職員が様子を観察することとしたものの、同日午後1時頃になって意識不明の状態で見られ、搬送先の病院にて死亡が確認された。

また、支援団体の調査報告によれば、男性は、同日午前7時30分頃、職員に対し、激しい胸の痛みと病院受診を泣きながら訴えたが、医師がいないことを理由にこれを拒まれ、単独室へ移動させられた。その後も、男性は引き続き病院受診を懇願したが、聞き入れられることなく意識不明に至ったとのことである。

(3) 入管医療体制の問題点

被收容者処遇規則30条1項には、「所長等（入国者收容所長及び地方入国管理局長）は、被收容者がり病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置を講じなければならない」と規定されている。被收容者に適切な医療を受けさせ、その健康を確保することは、入国管理局における最低限の義務である。この点につき、国内からの指摘のみならず、国連拷問禁止委員会においては、既に2007年段階より、入国管理局における「適切な医療へのアクセス欠如」への懸念が表されていた（CAT/C/JPN/CO/1）。

それにも関わらず、入国管理局收容施設においては、従前より体調不良を訴えても医師による医療を受ける機会を長期間与えられない事案が少なくなかった。今回、2013年10月からの僅か1年強の間に、入国管理局收容施設において4名もの外国人の命が失われたことは、医療体制の整備を怠ったことの危険が現実化したものと評価せざるを得ない。

さらに、上記カメルーン人男性死亡事件に関しては、2014年11月20日付法務省の内部調査においてさえ、常勤医の不在等医療体制につき改善すべき点があった旨の発表がなされている。

本件死亡事件においても、医師の不在を理由として診察を受けさせてもらえず、救急搬送等の措置もとられなかったとの報道内容からすれば、医療体制の整備が不十分であり、入管職員の対応も適切に行われなかった可能性が極めて高い。

(4) 本件死亡事件の早急な真相究明及び対策が必要である

国内外からの度重なる批判にもかかわらず、入国管理局は依然として外部調査を実施せず、一向に具体的改善策を講じていない。今こそ、第三者機関による徹底的な調査を実施することで、本件死亡事故の真相究明をはかり、入国管理局收容施設の問題点を洗い出す必要がある。

それと同時に、具体的な再発防止策を可及的速やかに実施する必要がある。従前の内部調査においてさえ、医療体制に問題があったことは明らかとなっているのであるから、入管職員の意識改革、医師の常駐や速やかな緊急搬送実施の徹底等、可能な改善から直ちに着手すべきである。現在の医療体制に問題がある以上、調査結果が判明するまで放置しておいてよいはずがない。

その上で、入国管理局においては、第三者機関による本件死亡事件の調査結果を受けて、抜本的な改善策を実施する必要がある。

(5) 全件收容主義の誤り

さらに、当会としては、本件死亡事件の根本的原因として、全件收容の運用に対しても強い懸念を表す。本件では、日本上陸後まもなく入国許可が下りなかったことから強制收容を行い、まさに收容施設中で死亡事件へと至っている。全件收容主義の名の下、不要な收容や長期收容が繰り返され、僅か1年強の期間に多数の死亡事件が発生している。このことに鑑みれば、適切な医療体制を整えることもできないまま漫然と行われている收容そのものを、即刻見直すべきである。

収容を行う上で、被収容者の生命を守ることは最低条件である。それさえ守れないのであれば、入国管理局は決して収容を行うべきではない。

以上